

沼田市薪ストーブ購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、森林資源を有効活用することにより森林整備を促進し、森林環境の保全及び森林の多面的機能の向上を図ることを目的に、市内の住宅等に設置する薪ストーブを購入する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付することに関し、沼田市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（昭和44年規則第26号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者及び対象機器)

第2条 補助金交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者であつて、市内に存する住宅、店舗及び事務所等に薪ストーブを自ら購入し設置する者とする。

なお、本補助金の対象とする薪ストーブは、乾燥させた木材を燃料として使用する二次燃焼構造以上を有する暖房器具であり、新品とし、中古品は含まない。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住している者又は市内に本店、営業所若しくは事業所を有する法人であること。
- (2) 世帯全員が市税（国民健康保険税を含む。）を滞納していないこと。
- (3) 過去に本補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 世帯員の中に沼田市暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員等に該当する者がいないこと。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、薪ストーブ（煙突を含む。）の購入及び設置工事に係る費用とする。ただし、一基分の経費に限る。

2 補助金の額は補助対象経費の2分の1以内とし、上限額を10万円とする。ただし、算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(交付申請)

第4条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、あらかじめ沼田市薪ストーブ購入費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

なお、本補助金による薪ストーブは、申請した年度の3月末日までに設置工事が完了しなければならない。

- (1) 薪ストーブの購入額が確認できる書類（見積書等）
- (2) 薪ストーブの仕様が確認できる書類（カタログ等）
- (3) 設置場所の位置図
- (4) 誓約書（様式第2号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 市長は、前条に規定する交付申請書の提出があつたときは、速やかに申請書等の内容を審査し、沼田市薪ストーブ購入費補助金等交付決定（却下）通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(申請内容の変更)

第6条 補助対象者は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ沼田市薪ストーブ購入費補助金変更等申請書(様式第4号)を提出しなければならない。

- (1) 申請した薪ストーブの機種等を変更する場合
- (2) 補助対象経費に変更がある場合
- (3) 設置を中止する場合
- (4) 設置場所を変更する場合
- (5) 設置及び代金の支払いが当該年度の3月末日までに完了しない場合

(申請内容の変更承認)

第7条 市長は、前条に規定する変更等承認申請書の提出があったときは、速やかに申請内容を審査し、沼田市薪ストーブ購入費補助金交付変更等承認通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 第6条及び前条の規定により補助金の決定を受けた者(以下「補助金交付決定者」という。)は、薪ストーブの購入及び設置の完了後30日以内に、次の書類を添付して沼田市薪ストーブ購入費補助金実績報告書(様式第6号)を提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の支払いを証明する書類の写し(領収書等)
- (2) 設置の完了が確認できる写真(ストーブ及び煙突設置が確認できるもの)

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、内容を審査し、実地検査を行い、適当と認められた場合、薪ストーブ購入費補助金確定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助金交付決定者は、前条に規定する通知を受けたときは、薪ストーブ購入費補助金交付請求書(様式第8号)により速やかに市長へ補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項による請求があったときは、30日以内に補助金を交付するものとする。

(補助金交付決定の取消し及び返還)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消し、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

(補足)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和11年3月31日に効力を失う。